

一覧表

A 被告小林著、被告会社発行「日照紛争と環境権」(昭四九)		B 原告著、日本経済新聞社発行「日照権」(昭四八)	
1 三七頁九 行目から 一三行目 まで	住宅地の日照が高層化の推進とともに一方的に奪われていくというような事態は、明治二十九年の民法の立法者が予想もしなかつたことであつた。裁判例も、この新しい事態に必ずしも十分に即応して実効的な解決を与えることはできなかつた。しかし、日照を守る住民たちの主張は、相手方企業からも部分的な承認を得て、自主的な紛争解決の実績をつみ上げてきている。	一二〇頁 末行から 一二一頁 五行目ま で	住宅地の日照が高層化の推進とともに一方的に奪われてゆくというような事態は、明治二十九年の民法の立法者が予想もしなかつたことであつた。学説や裁判例も、この新しい事態に即応して実効的な解決を与えることはできなかつた。しかし日照を守る住民たちの主張は、一般市民の間に広い共感をよんだだけでなく、相手方の企業からも部分的な承認を得て、自主的な紛争解決の実績をつみあげてきた。そこには、市民社会の生きた法としての日照権のめばえを明らかに読みとることができる。

一三〇頁 七行目から一六行目まで	<p>日本では日照と採光が混同されている、といわれることがある。たしかに、日照（妨害）と採光（妨害）とは厳密には同じでない。日照は直射日光（陽光）であり、太陽の位置に見あう一定の方位からしか得られない。これに対し採光は要するに明るさである。これは天空光からでも得られる。ために、日照がゼロになつても、採光がゼロになるということはまずありえない。しかし実際には、日照と採光、日照妨害と採光妨害は重なりあう面が多い。太陽は最も強力な光源だから、日照妨害それ自体が室内の照度の著しい低下をもたらすだけでなく、日照を妨害するような建築物はこれまで被害住宅のまわりにあつた書住宅のまわりにあつた空間をせまくし、天空量（ある地点から見える天空の面積の全天に対する割合）を低下させる。そのことによつて採光を悪化させる。この場合、正確には「日照および採光の妨害」というべきかもしないが、いずれにせよ日照妨害はほとんど</p>
一六頁四 行目から一七頁一行目まで	<p>日本では日照と採光が混同されている、といわれることもある。たしかに、日照（妨害）と採光（妨害）とは厳密には同じでない。日照は直射日光＝陽光であり、太陽の位置に見合う一定の方位からしか得られないが、採光は要するに明るさであり、天空光からでも得られる。だから日照がゼロになつても、採光がゼロになると、ということはまずありえない。しかし実際には、日照と採光、日照妨害と採光妨害は重なり合う面がきわめて多い。太陽は最も強力な光源だから、日照妨害それ自体が室内の照度の著しい低下をもたらすだけでなく、日照を妨害するような建築物はこれまで被害住宅のまわりにあつた空間をせまくし、天空量（ある地点から見える天空の面積の全天に対する割合）を低下させる。そのことによつて採光を悪化させる。この場合、正確には「日照および採光の妨害」というべきかもしないが、いずれにせよ日照妨害はほとんど</p>

明らかに読み取ることができる。

<p>かし、いすれにせよ日照妨害はほとんどの場合に採光の妨害を伴つて現われる。よつて両者は事実上不可分の関係にある。</p>	<p>の場合に採光の妨害をともなつて現われ、事実上不可分の関係にある点が重要であろう。</p>
<p>一三二頁 八行目から末行まで</p> <p>住居にとつて日照がもつ意味は、単純に個々の利益に分析しきれない面をもつている。前に述べた採光との関係もそうであるが、日照は、通風、眺望、プライバシーなどの日照とは本来別個であるはずの生活利益とも密接不可分な関係にたつ。なぜなら、住居に日照が確保されているということは、住居のまわりに一定の空間あるいは開放性が存在することを意味する。その空間は日照を保障するだけでなく、快適な生活に必要な採光、通風、眺望、開放感を保障する。さらには付近住民お互いのプライバシーを保護し、建築物の圧迫感を少なくし、類焼などの危険からも住居を守ってくれる。この意味で、日照権はいわば生活環境権の代表的なものとみることができる。日照妨害(日照阻害)による被害は、一般に大気汚染や水質汚濁にから</p>	<p>(1)一二二頁 七行目から二三三頁 一一行目まで</p> <p>(2)九八八頁 二行目から七行目まで</p> <p>(1)住居にとつて日照がもつ意味は、そのような個々の利益に分析しきれない面をもつているようと思われる。(中略)前に述べた採光との関係もそうだが、日照は、通風・眺望・プライバシーなど、日照とは本来別個であるはずの生活利益とも密接不可分な関係に立つている。なぜなら、住居に日照が確保されているということは、住居のまわりに一定の空間あるいは開放性があることを意味する(カツコ略)。その空間は日照を保障するだけでなく、採光・通風・眺望・開放感を保障し、さらにはお互いのプライバシーを保護し、建築物の圧迫感を少なくし、類焼などの危険からも住居を守つてくれるのである。(中略)この意味でも、日照権はいわば生活環境権の代表としての地位を与えられるのに適していたといえよう。</p>

一三二頁 七行目から 一〇行 目まで	日照妨害は、大気汚染などと同様に都市の過 密、人間活動の集積によつて生ずる社会的不利 益の一種である面を否定できないからである。 しかも、日照問題は、企業や人間の活動、開発 と環境保全とをどこまで調和させるかという、 すべての環境問題の一つの局面でもあるからで ある。ことに日照問題の発生は、他の多くの環 境問題の発生とほぼ時を同じくして起つてい ることに注目すれば、	4 九九頁二 六行目ま で 行目から
	日照妨害は、大気汚染などと同様に都市の過 密、人間活動の集積によつて生ずる社会的不利 益の一種である。（中略）日照問題は、人間の 活動・開発と環境保全とをどこで調和させるか という、すべての環境問題の一つの局面であ る。現に日照問題の爆発は、他の多くの環境問 題の爆発と時を同じくして起つた。	(2) 日照妨害による被害は、大気や水の汚染にく らべれば局地的・個人的色彩が強い。広い意味 で公害（いわば建築公害）の一種とされてはい るが、厳格にはむしろ単なる「私害」として、 隣人間で解決すべきものと考えられてきた。公 害対策基本法は、相当範囲にわたる大気・水・ 土壤の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によ る健康または生活環境の被害を公害と定義し、 その中に日照妨害を含めていない。日照妨害は右基本 法上のいう公害ではないのである。

<p style="text-align: right;">6</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">一五七頁 八行目か ら一〇行 目まで</td><td style="padding: 5px;">とくに問題になることは、法律が全然予想もない付近住民の同意書を要求するような強力な行政指導が、現行法に真正面から違反するのではないかという点にある。実際上の効果からいつても、指導要綱のききめはきわめて大きい。住民の同意がとれないために申請を取り下げざるをえなかつた例も少くないからである。</td></tr> </table>	一五七頁 八行目か ら一〇行 目まで	とくに問題になることは、法律が全然予想もない付近住民の同意書を要求するような強力な行政指導が、現行法に真正面から違反するのではないかという点にある。実際上の効果からいつても、指導要綱のききめはきわめて大きい。住民の同意がとれないために申請を取り下げざるをえなかつた例も少くないからである。	<p style="text-align: left;">5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">一五三頁 一五行目 から一五 四頁二行 目まで</td><td style="padding: 5px;">東京都など一部の自治体では、法令上の制限に違反しない建築確認申請についても、住民の日照保護のためにかなり強力な行政指導を以前から実施している。(1)確認申請を受理する前に付近住民の了解を求めさせる、(2)業者と住民の交渉をあつせんし、日照被害を少なくするような設計変更を勧告する、(3)確認にさいして「日照紛争が生じたときは誠意をもつて住民と話し合う」旨の一札をとるなどの取扱いがそれである。</td></tr> </table>	一五三頁 一五行目 から一五 四頁二行 目まで	東京都など一部の自治体では、法令上の制限に違反しない建築確認申請についても、住民の日照保護のためにかなり強力な行政指導を以前から実施している。(1)確認申請を受理する前に付近住民の了解を求めさせる、(2)業者と住民の交渉をあつせんし、日照被害を少なくするような設計変更を勧告する、(3)確認にさいして「日照紛争が生じたときは誠意をもつて住民と話し合う」旨の一札をとるなどの取扱いがそれである。
一五七頁 八行目か ら一〇行 目まで	とくに問題になることは、法律が全然予想もない付近住民の同意書を要求するような強力な行政指導が、現行法に真正面から違反するのではないかという点にある。実際上の効果からいつても、指導要綱のききめはきわめて大きい。住民の同意がとれないために申請を取り下げざるをえなかつた例も少くないからである。				
一五三頁 一五行目 から一五 四頁二行 目まで	東京都など一部の自治体では、法令上の制限に違反しない建築確認申請についても、住民の日照保護のためにかなり強力な行政指導を以前から実施している。(1)確認申請を受理する前に付近住民の了解を求めさせる、(2)業者と住民の交渉をあつせんし、日照被害を少なくするような設計変更を勧告する、(3)確認にさいして「日照紛争が生じたときは誠意をもつて住民と話し合う」旨の一札をとるなどの取扱いがそれである。				
<p style="text-align: right;">10九頁 九行目か ら一二行 目まで</p>	<p style="text-align: left;">10七頁 一一行目 から一〇 八頁一行 目まで</p>				